

一般社団法人鳥取県理学療法士会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人鳥取県理学療法士会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県倉吉市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、理学療法の学術技能を研鑽し、理学療法士の資質の向上と会員の職業倫理の高揚に努め、鳥取県における理学療法の普及向上を図り、もって、県民の医療・福祉・保健並びに健康増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて医療・社会福祉・保健並びに健康増進に寄与する事業。
- (2) 理学療法士の知識・技術向上のための研修会・講習会等の開催に関する事業および理学療法士の教育機関における学校教育の充実に関する協力事業。
- (3) 理学療法に関する刊行物の発行および調査研究並びに広報事業。
- (4) 理学療法士の社会的地位の向上と確立に関する事業。
- (5) 当法人と同一の目的を持つ関連機関との連携協力に関する事業。
- (6) 前各号に附帯又は関連する一切の事業。

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は社員総会及び理事のほか、理事会、監事を置く。

第2章 会 員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した理学療法士。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体。
- (3) 名誉会員 当法人に多大の功績があった者又は学識経験者

(入会手続)

第8条 当法人の正会員または賛助会員として入会しようとする者は、公益社団法人日本理学療法士協会（以下、協会）の定める入会申込を書面または電磁的手段をもって行い、協会ならびに鳥取県理学療法士会（以下、本会）の承認を得なければならない。その承認があつたときに正会員又は賛助会員になるものとする。

- 2 名誉会員は理事会が承認し本人の承諾をもって会員になるものとする。

(会費)

第9条 正会員は協会が別に定める所定の方法に基づき、本会が別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、協会が別に定める所定の方法に基づき、本会が別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、その旨を協会および本会に書面または電磁的手段をもって届け出を行い、承認を得て退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において特別議決により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の除名すべき正当な理由があるとき。
- 2 前項の決定は、除名しようとする会員に社員総会において弁明の機会を与えた上で行われなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 個人の会員にあっては死亡したとき、または、失踪の宣告を受けたとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 理学療法士の免許を取り消されたとき。
- (4) 正当な理由なくして会費を継続して 1 年以上納入しないとき。
- (5) 団体の賛助会員にあっては解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

- 2 当法人は会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 社員総会

(種類)

第 14 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の二種とする。

(構成)

第 15 条 社員総会は正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 16 条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額。
- (2) 会員の除名。
- (3) 役員の選任及び解任。
- (4) 事業計画および収支予算の承認。
- (5) 事業報告および収支決算の承認。
- (6) 定款の変更に関する事項。
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け。
- (8) 解散及び残余財産の処分。

- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止。
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項。
- (11) 日本理学療法士協会代議員の選出。
- (12) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項。

(開催)

第 17 条 定時社員総会は毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったときは、会長はその日から 6 週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 前項の請求をした正会員は、次の場合には裁判所の許可を得て社員総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。
 - (2) 請求があった日から、6 週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができるとすることは、2 週間前までに通知しなければならない。
- 5 社員総会に出席しない正会員が書面をもって議決権を行使できる場合を除き、すべての正会員の同意がある場合にはその招集手続きを省略することができる。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときはその社員総会において、出席正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行なう。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決

権の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 公益目的事業を行なうために不可欠な特定の財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達すまでの者を選任することとする。

(議決権の代理・書面による行使)

第21条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし、議決権の行使を委任する場合には、当該正会員又は代理人は代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用についてはその正会員は出席したものとみなす。

(決議、報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合においてその提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の社員総会の議決があつたものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員の総数、出席した正会員数および氏名並びに書面をもって表決し、または、表決を委任した正会員にあっては、その旨を記す。
 - (3) 審議事項および決議事項。
 - (4) 議事の経過および発言の概要。
- 2 議長及び出席した理事の全員は前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(種類および定数)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上18名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、3名以内を副会長とすることができます。
- 3 理事のうち8名以上を業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、業務執行理事は理事会の決議により選任する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち理事のいずれかの1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接に関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。
- 6 当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、理事又は監事に異動があった時は2週間以内に登記し登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務権限)

第26条 会長は当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐する。
- 3 業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は第 24 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 29 条 役員は社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬)

第 30 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 31 条 理事が次にあげる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前 2 項の取り扱いについては第 43 条に定める理事会規則によるものとする。

(名誉会長及び顧問)

第 32 条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第33条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定。
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項。
 - (3) 前各号に定めるものほか当法人の業務執行の決定。
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類および開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の二種とする。

- 2 通常理事会は、毎年4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び一般法人法第 101 条第 3 項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号または一般法人法第 101 条第 2 項に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 40 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第 43 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 資産および会計

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画および収支予算)

第45条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。
- 3 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、第1項の書類については毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告および決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に第2号及び第5号の書類を除き報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号と第4号までの書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

第7章 定款等の変更および解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において前項の変更を行なつたときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て本会と類似の目的を有する団体に贈与する。

第8章 委員会

(委員会)

第50条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任〔選定〕する。
3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第51条 当法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、理事の中から理事会の決議により選任する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 52 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第 53 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 11 章 附 則

(委任)

第 54 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(最初の事業年度)

第 55 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 56 条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事	大森太郎
設立時理事	山崎祐輔
設立時理事	長井陽子
設立時理事	生田伸二
設立時理事	河角和明
設立時理事	近藤 宏
設立時理事	三谷管雄
設立時理事	生原加奈江

設立時理事 安田昌文

設立時代表理事 福井健一

設立時監事 豊田 博

設立時監事 中原照男

(設立時社員の氏名又は名称、住所)

第 57 条 設立時社員の氏名又は名称、住所は次のとおりとする。

設立時社員 1 住所 鳥取県鳥取市

氏名 豊田博

2 住所 鳥取県倉吉市

氏名 平田和義

3 住所 鳥取県倉吉市

氏名 上本学

4 住所 鳥取県鳥取市

氏名 松岡哲史

5 住所 鳥取県米子市

氏名 大西博巳

6 住所 鳥取県鳥取市

氏名 井田真一

(法令の準拠)

第 58 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(附則)

1 この定款は、平成 26 年 6 月 20 日より一部改正により施行する。

2 この定款は、平成 27 年 4 月 19 日より一部改正により施行する。

3 この定款は、平成 29 年 4 月 23 日より一部改正により施行する。

4 この定款は、平成 30 年 4 月 22 日より文言修正および一部改正により施行する。

5 この定款は、平成 31 年 4 月 21 日より文言修正および一部改正により施行する。

一般社団法人鳥取県理学療法士会 定款細則

I この細則は、一般社団法人鳥取県理学療法士会定款（以下、定款という）第54条に基づき、円滑な定款執行のため定める。

II 会員に関する項

- 1 定款第7条第1号に規定する「正会員」は、自動的に協会に登録されるものとする。
- 2 入会、休会、退会、復会および移動の手続きは、協会の所定の用紙、または電磁的手段をもって本会事務局に届け出るものとする。
- 3 会員は、特別な事情がある場合、前項の届け出により、本会の承認を得て、期間を定めて休会することができる。休会中の会員は、会費納入を免除する。休会中は本会からの連絡等を行わない。
- 4 会費未納による退会者の再入会に際しては、入会金、当該年度会費に加えて、未納会費に相当する額を納入しなければならない。

III 会務の運営に関する項

- 1 会長は、会務運営のため必要と認めるときは、局および部を設置し又は解散することができる。
- 2 局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 3 部長は、理事会の承認を得て、会長が任免し、部員は、部長が選任し、会長が委嘱する。
- 4 委員会の委員長は、理事会の承認を得て、会長が任免し、委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。
- 5 事務局長、局長、部長および委員長は、会務を分担し管理運営する。
- 6 理事は、部長および委員長を兼任することができる。
- 7 会長が必要と認めるときは、部長および委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

IV 会費に関する項

- 1 正会員の年会費は、年額8,000円（中国ブロック学会積立金500円を含む）とする。
- 2 賛助会員の年会費は、年額20,000円とする。
- 3 本会の年会費は、前年度3月末日までに協会の指定する方法に準じ納めなければならない。
- 4 (会費減免)
 - ①以下に該当する者については、年会費の額を減じ、または免除する。
新入会員については、入会年度の年会費を、年額4,000円（中国ブロック学会積立金500円を含む）とする。
4月1日現在、満65歳以上かつ会員歴40年以上の正会員については、次年度の年会費を2,000円（中国ブロック学会積立金500円を含む）とする。なお、会員歴には、休会期間を含めない。
育児休業中の正会員は、当該の児の育児休業に関して1回に限り、年会費を2,000円（中国ブロック学会積立金500円を含む）とする。なお、育児休業期間の長短を問わず、多胎で育児休業期間が同一の場合の減額は1回とする。
大規模災害等、年会費の減免が適当と理事会が判断した会員。
 - ②年会費の減免は申請を原則とする。
 - ③第1項各号に定める年会費の減免は、本会年会費や研修会参加費等の未納など、本会に対して何らかの債務を負う会員には適用しない。

V 選挙に関する項

- 1 役員の選挙は、定款第 25 条に基づき、この規程によって行う。
- 2 選挙を行うために選挙管理委員会を設置する。
- 3 選挙管理委員は 3 名とし、役員の非改選時の総会において正会員の中から選出する。
- 4 選挙管理委員の任期は 2 年とする。但し、再任は妨げない。委員に欠員が生じた場合は補充し、その任期は残任期間とする。
- 5 委員長は選挙管理委員会を代表し、選挙の管理および事務を統轄する。尚、必要に応じて理事会に出席して意見を述べることができる。
- 6 選挙管理委員は役員選挙の候補者になることができない。候補者になるときには委員を辞任しなければならない。
- 7 選挙管理委員会は、次の事業と管理を行う。
 - ①選挙の告示：投票日の 60 日以前に選挙すべき役員の種類と定数を告示する。
 - ②立候補の受付と立候補者の告示：立候補の締め切りは、投票日の 30 日以内とする。（郵送による立候補の届け出は、当日消印は有効とする）
 - ③投票用紙の作成および配布。
 - ④投票および開票の管理。
 - ⑤選挙結果の公表。
 - ⑥その他選挙に関する事項。
- 8 理事および監事の選挙は、正会員の自由意志又は推薦により立候補できる。他薦の場合は、2 名以上の推薦者を必要とし、本人の同意を得て、推薦者の代表が書面をもって届け出るものとする。
- 9 立候補者が定員に満たないときは、理事会において候補者を推薦する。
- 10 選挙は総会において、出席した正会員の直接無記名投票により行う。
- 11 有効投票は、投票総数の 3 分の 2 以上を必要とする。
- 12 定数を超えた数の記載があったものは無効とし、定数に満たない数の記載しかないものは有効とする。
- 13 当選は、単記投票の場合は、有効投票数の過半数に達した者とし、過半数に満たない場合は、上位 2 名による決選投票を行う。連記投票の場合は、得票数上位より順に当選とする。候補者が定員以内の場合は無投票当選とする。
- 14 当選者が当選を辞退し、または、任期開始後 60 日以内に退会若しくは辞任したときは、次点者を繰り上げ当選とする。
- 15 開票に際しては、立会人を 3 名おかなければならない。開票立会人は、選挙管理委員会が推薦する。

VI 表彰に関する項

- 1 本会は、理学療法士として顕著な功績があった者に対して、永くその栄誉をたたえ表彰する。
- 2 会員表彰は、表彰状および副賞を授与し、ニュースなどで公表する。
- 3 表彰基準は次の各号とする。
 - ①本会の活動、理学療法業務、地域医療、保健、福祉の分野において、顕著な功績のあった者。
 - ②本会の活動に 10 年以上従事した者で、学術優秀で、他の会員の模範であると認められる者。
 - ③その他、理事会が特に表彰に値すると認めた場合。
- 4 協会表彰規定に従って、理事会において協会賞候補の推薦を行う。

VII 慶弔に関する項

- 1 会長が必要と認めて行った慶弔行為に関しては、後日理事会の承認を得るものとする。

2 この規定による慶弔に関する事業は、会長が総会に報告しなければならない。